

ガソリンの購入及び運搬について

ガソリンスタンドでは、原則としてガソリンを容器に詰め替える行為を前提としていませんが、やむを得ず危険物を容器に詰め替える場合は、消防法令に適合した容器であることが必要です。

その内容は以下のとおりですから消費者のみなさんも注意してください。

なお、セルフガソリンスタンドでは、消防法令に適合した容器（携行缶）であっても顧客自らがガソリンを容器に詰め替えさせることは禁止されています。

「ポリ容器」で購入することはできません。

Q1：灯油用の18リットルポリ容器でガソリンを運搬することはできますか？

A1：できません。ガソリンの運搬は、プラスチック容器の場合、最大容積10リットル以下の容器で行うよう決められています。しかし、10リットル以下のプラスチック容器であっても、ガソリン用としての性能試験をクリアしたものでなければ、運搬容器として使用することはできません。ガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器を使用してください。

性能試験をクリアした容器は、「危険物保安技術協会」や灯油用は「日本ポリエチレンプロ製品工業会」等による試験確認表示マークが付されています。

なお、UN表示（UN規格）が付された運搬容器も、消防法令において定められた試験と同等の試験に適合するものとみなされています。

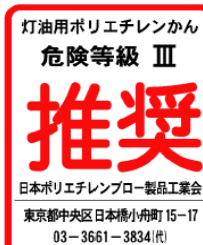
※運搬は、手で持ち運びすることも含みます。

※性能試験とは、落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験のことをいいます。

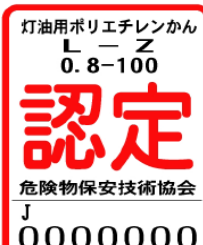
※表示のない運搬容器であっても、自主的に性能試験を行っている場合や試験をすればクリアする可能性もありますが、利用者等が明確に判断できるものとして、表示マーク付の容器を使用しなければなりません。



ガソリン用
(灯油・軽油もOK)



灯油用
(ガソリン・軽油はダメ)



UN表示の付された容器は、消防法令の試験基準に適合したものとみなしますが、最大容量や必要とされる表示（危険物の品名、危険等級、化学名、数量、注意事項等）について消防法令に適合していない場合があります。例えば、UN表示の付された外国製のガソリン用プラスチック容器で20リットルのものがありますが、日本国内では、ガソリンをプラスチック容器に入れて運搬する場合は、最大容積10リットルとなります。

Q2：ガソリン用の金属製容器は、どこで購入できますか？

A2：ホームセンターや自動車用品店等で購入することができます。なお、ガソリン用の金属容器は、軽油や灯油を入れて運搬することができます。

Q 3 : 飲料用のペットボトル (500 ミリリットルなど) やエンジンオイル缶、一斗缶などの金属製容器をガソリンの運搬容器として使用できますか？

A 3 : ガソリン用として性能試験をクリアした運搬容器でなければ使用できません。ペットボトルは飲料用液体の容器であり、ガソリンの運搬容器としての性能試験をクリアしていないうえ、ガソリンによって変形・亀裂して漏えいを起こす可能性があります。また、エンジンオイル缶や一斗缶などは金属製容器ではありますが、金属製容器ならば何でも良いわけではなく、ガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器であることが必要です。

Q 4 : ガソリンや軽油を運搬する場合には、どのような運搬容器を使用すれば良いですか？

A 4 : 危険物保安技術協会の性能試験をクリアした金属製容器を推奨します。性能試験をクリアした運搬容器には、危険物保安技術協会の「試験確認済証」が付されています。なお、この表示のない運搬容器であっても、自主的に性能試験を行っている場合や試験をすればクリアする場合も考えられますが、利用者等が客観的に判断できるためにも、これらの表示がある運搬容器の使用をお勧めします。

Q 5 : 乗用車等でガソリンや軽油を容器に入れて運搬することはできますか？

A 5 : できます。しかし、乗用車等で運搬する場合、その容器はガソリン用 (軽油用にガソリンを入れて運搬することはできません。) として性能試験をクリアした容器で、かつ、容器の最大容積が 22 リットル以下の容器 (軽油の場合は金属容器で最大容積 60 リットル以下の容器) で行うよう決められています。

なお、乗用車等とは、普通乗用車、ステーションワゴン、ライトバン、自動二輪車、原動機付自転車該当します。また、用手や台車で運ぶ場合も運搬に該当しますので注意が必要です。

※ガソリン用の容器に軽油や灯油を入れる場合は、必ず入れている危険物の品名を表示してください。

Q 6 : 灯油用のポリ容器として認定を受けた容器に軽油を入れることはできますか？

A 6 : できません。灯油用のポリ容器は、灯油を入れることを前提にして性能試験を受けていますので、軽油を入れることは想定していません。ガソリン用又は軽油用として性能試験をクリアした容器を使用してください。

※灯油と軽油は、第 2 石油類に該当していますが、流通しているポリ容器で「灯油用」と記載されている容器は灯油での試験しか行っておらず、軽油成分により劣化する等の悪影響も考えられますので軽油を入れることはできません。

Q 7 : セルフ式ガソリンスタンドにおいて、顧客自らガソリンを容器に詰替えることはできますか？

A 7 : できません。セルフ式ガソリンスタンドにおいて、顧客自ら行える行為は、顧客用固定給油設備 (ガソリンや軽油を入れるための機械) を使用して自動車等の燃料タンクに直接給油すること、顧客用固定注油設備 (灯油を入れるための機械) を使用して容器に詰替えることのみです。セルフ式ガソリンスタンドにおいて、ガソリンを金属製容器に詰替えたい場合には、従業員に相談してください。なお、ガソリンスタンドの中には、顧客の安全を守るため、自主保安方針等により、ガソリンを容器に詰替えない事業所等もありますので従業員に確認してください。